



熊本県公報

第 1 2 4 1 2 号

平成 27 年 4 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定の解除	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定告示	(//) 1
○保安林の指定に関する予定告示	(//) 2
○保安林の指定に関する予定告示	(//) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(//) 3
○熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更	(農業技術課) 4
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 4
○農用地利用配分計画の認可	(//) 4
○農用地利用配分計画の認可	(//) 4
○道路の位置指定	(建築課) 5
○土地改良区の清算人の就任	(農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(//) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(//) 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(//) 6
○熊本北部浄化センター下水汚泥バイオマス発電から生み出されるグリーン電力価値の売却に係るグリーン電力証書発行事業者の募集	(下水環境課) 6
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
登 載 依 頼	
○平成 27 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務	(教育政策課) 7
○平成 27 年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務に関する競争入札に参加する者に必要な資格等	(//) 10
○個人演説会等の施設の指定	(選挙管理委員会) 11

告 示

熊本県告示第 4 3 9 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 天草市深海町字池田 6 8 3 番 2
- 2 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 4 4 0 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 27 年 4 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字牧下 3 3 6 1 番 2 ・ 3 3 6 2 番 3 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字西里字中尾2354番から2356番まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2362番、字桃木迫2345番。
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字中尾2354番・2355番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字東新所1069番、1071番1、1081番、1083番、1084・又1084合併、1142番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ワークプレイス絆 菊池郡大津町引水503-3番地	一般社団法人すまいる 菊池郡大津町大林1027番地 伊藤 智佳子	就労継続支援A型	平成27年 4月16日

熊本県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年4月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小天下硯川線	玉名市天水町小天字上古閑 2932番2地先から 玉名市天水町小天字中道 2961番8地先まで	前	4.9 ～ 8.5	117.6	単道改
			後	6.0 ～ 9.7		

2 区域を変更する期日 平成27年4月24日

公 告

熊本県公告第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番305、同1665番336及び同1665番338
2,499.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区植木町岩野64番地の1
有限会社三河屋スーパー

熊本県公告第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保1900番9
869.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号
株式会社タウン開発

熊本県公告第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（二工区）
菊池郡菊陽町光の森七丁目39番1の一部、同40番1の一部、同40番2、同40番3、同40番4、同40番5、同40番6、同40番9、同44番1、同153番の一部、同157番の一部、同158番の一部、同159番及び同161番の一部
8,415.02平方メートル（全体面積 10,028.44平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ

熊本県公告第 2 6 8 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 0 号）第 3 条第 4 項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針は、熊本県農林水産部生産局農業技術課並びに熊本県県央広域本部熊本農政事務所農業普及・振興課及び各熊本県広域本部地域振興局農林部農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 6 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
渡邊 由孝	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字高木 7 3 8 番 1
田所 隆夫	阿蘇郡南阿蘇村大字久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田 1 5 4 6 番
衛藤 武志	阿蘇郡南阿蘇村大字一関	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字尾上 3 6 4 番 3 ほか 1 筆
小林 公子	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字横道下 3 1 3 6 番ほか 3 筆
峯 敬止	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字中車鶴 4 0 4 7 番 1
岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村大字中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下 4 1 2 5 番 1 ほか 5 筆
西村 美智代	阿蘇郡南阿蘇村大字下野	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字御狩場 4 2 8 番ほか 2 筆
平井 訓史	阿蘇郡南阿蘇村大字両併	阿蘇郡南阿蘇村大字白川字南門川原 2 3 8 8 番ほか 3 筆

2 認可年月日

平成 2 7 年 4 月 1 5 日

熊本県公告第 2 7 0 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 7 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
戸北 洋一	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町富岡字轟式番割 3 3 7 0 番 2

2 認可年月日

平成 2 7 年 4 月 1 5 日

熊本県公告第 2 7 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大塚 良親	阿蘇郡南小国町大字満願寺	阿蘇郡南小国町大字満願寺字黒岩8865番ほか2筆

2 認可年月日

平成27年4月15日

熊本県公告第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市泗水町富納445番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社バイオエンジニアリング
- 3 道路の位置 菊池市泗水町富納字前畑445番7及び同447番3
- 4 道路の幅員 6.01メートル
- 5 道路の延長 30.00メートル
- 6 指定年月日 平成27年4月9日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第1号

熊本県公告第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により平成27年4月3日付けで解散を認可した鹿北土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
西牟田 長	山鹿市鹿北町岩野223番地1
酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生3462番地3
井上 藤一郎	山鹿市鹿北町芋生2351番地2
井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生1262番地
白木 斎	山鹿市鹿北町芋生3634番地
一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久1835番地
藤本 信明	山鹿市鹿北町多久1504番地
深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持2184番地
河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持111番地
堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野4491番地3

熊本県公告第274号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区理事長徳永壽一から平成27年4月3日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第275号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区理事長村上義博から平成27年3月25日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第276号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	後藤 哲也	山鹿市菊鹿町下永野1186番地
就任 理事	小松 節生	山鹿市菊鹿町下永野1062番地

熊本県公告第277号

熊本北部浄化センター下水汚泥バイオマス発電から生み出されるグリーン電力価値の売却に係るグリーン電力証書発行事業者について、次のとおり募集する。

平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 発電設備の概要

- (1) 名称
熊本北部浄化センターバイオマス発電設備（以下「本設備」という。）
- (2) 所在地
熊本県熊本市北区鶴羽田12番地の1
- (3) 設備概要
ア 発電方式 下水汚泥消化ガスを利用するリン酸形燃料電池
イ 諸元
（ア）電気出力 100キロワット×4台
（イ）電気定格 3相 210ボルト 60ヘルツ
（ウ）発電効率 38パーセント（消化ガス）
（エ）熱出力効率 40パーセント
（オ）排ガス性状 NOx：5ピーピーエム
SOx：検出限界以下

2 グリーン電力証書発行事業者（以下「事業者」という。）が行う業務

- (1) 本設備に係るグリーン電力認定済発電設備の名義変更申請
- (2) グリーン電力証書発行

3 グリーン電力証書システムに基づくバイオマス発電業務委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで。ただし、本県又は事業者から書面による何らかの申出がない場合には1年間自動的に契約期間を延長するものとし、その後の取扱いも同様とする。

4 参加資格

次の要件を満たす法人格を有する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと。
- (6) 発行するグリーン電力証書の自己使用又は(1)から(5)までの要件を満たす法人等への売却を計画していること。

5 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類（正副各1部）を提出すること。

- ア グリーン電力証書発行事業者申請書
- イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ウ 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- エ 熊本県の県税（同税が課税されていないもので県外に主たる事務所又は事業所を有するもの）にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

- (2) (1)の書類の提出先
熊本県土木部道路都市局下水環境課流域下水道班（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2530

- (3) 提出期限
平成27年4月24日（金）から平成27年5月22日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出方法
持参又は郵送によることとし、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
- 6 優先交渉者の選定
選定は、企業等の評価点と価格評価点の合計による総合評価方式により行い、評価点が最も高い申請者を優先交渉者とする。
- 7 募集要項の公表
平成27年4月24日（金）に熊本県下水環境課ホームページ上で公表する。
- 8 その他
 - (1) 問合せ先
5の(2)と同じ。
 - (2) その他募集の詳細は、募集要項による。

熊本県公告第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字宮園2107番3
214.21平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇郡西原村大字布田1168番地1
志内 俊博

登載依頼

熊本県教育委員会公告第9号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成27年4月24日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
平成27年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2674
ファックス番号 096-384-1509
 - (3) 業務の内容
マイクロソフト社 教育機関向け総合契約のライセンスの調達
・ Desktop Education with Enterprise CAL
・ FTE：4,750
・ ライセンス期間 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで
その他、平成27年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務仕様書のとおり。
 - (4) 業務完了報告書及びライセンスを証する書面等の納入期限
平成27年7月31日
 - (5) 納入場所
(2)に掲げる入札・契約担当部局
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額

- イ 紙入札による入札の方法
 - (ア) 日時 平成27年6月9日(火) 午前10時
 - (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
教育庁教育政策課広報・情報班(熊本県庁行政棟新館7階)
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成27年6月8日(月)(必着)までに1(2)にて掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係ない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者と同一の価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 5(3)に掲げる期限
- イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とす

- る。
 (2) この調達、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班 (熊本県庁行政棟新館7階)
 電話番号 096-333-2674
 ファックス番号 096-384-1509
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。)

- 8 Summary
 (1) Name and quantity of commodity
 Microsoft's site license agreement for schools
 ・Desktop Education with Enterprise CAL
 ・FTE: 4, 750
 (2) Deadline to supply commodity
 July 31st 2015
 (3) Place to supply commodity
 Show in bid explanation form
 (4) Date and place to submit bidding proposal
 June 9th, 2015, 10:00 am
 Educational Policy Division,
 7th floor, New building Prefectural Office of Kumamoto
 (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
 June 8th, 2015
 (6) Name of the Department in Charge of Bidding Contract
 Educational Policy Division
 Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-shi,
 Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2674
 (7) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成27年4月24日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 競争入札に付する事項
 平成27年度県立学校向けマイクロソフトのライセンス調達業務
- 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。) による審査のうち、入札参加資格を有すると決定されたのうち業務区分が「物品」の「OA機器・ソフトウェア等」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を

希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成27年5月15日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成29年10月1日から平成29年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年4月24日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
熊本市	杉上地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町高476番地1
熊本市	桜木東地域コミュニティセンター	熊本市東区花立6丁目17番43号
熊本市	田迎地域コミュニティセンター	熊本市南区出仲間8丁目1番16号